令和7年度 滋賀県・市町 不動産合同公売

公 売 広 報

【令和7年10月14日更新】

彦根市公売公告番号2売却区分2の物件および 彦根市公売公告番号2売却区分3の物件について、 公売が中止となったため、「公売財産一覧・明細」 から削除しました。

期日:令和7年10月16日(木)

場所:滋賀県大津合同庁舎 3階 入札室

滋賀県大津市松本1丁目2-1

目 次

| 記載例 | |
|---|-----|
| 1. 入札書 | |
| (1)「入札書」(個人用) | 9 |
| (2)「入札書」(法人用) | |
| (3)「入札書」(代理人あり) | 1 1 |
| 2. 陳述書 | |
| (1)「陳述書(個人用)」 | 1 2 |
| (2)「陳述書(個人用)」(代理人あり) | |
| (3)「陳述書(法人用)」 | 1 4 |
| (4)「陳述書(法人用)」(代理人あり) | |
| (5)「陳述書(法人用)別紙」 | |
| (6)「陳述書別紙」(代理人あり) | |
| (7)「別紙」(代理人が法人) | 1 8 |
| 3. 委任状 | |
| (1) 委任状(代理人あり) | 1 9 |
| 4. 公売保証金関係 | |
| (1) 公売保証金の「返還請求書」 | |
| (2) 公売保証金の「返還請求書」(代理人あり) | |
| (3) 公売保証金の「返還金領収証書」 | |
| (4) 公売保証金の「返還金領収証書」(代理人あり) | 2 3 |
| 5. 共同入札する場合 | |
| (1)「共同入札代表者届出書」 | |
| (2)「共同入札書」 | 2 5 |
| 兼式 | 2 6 |
| 公売場所のご案内 | 3 4 |
| 公売財産一覧・明細(執行機関ごとに表示) | 3 5 |
| 彦根市(公売公告番号1 売却区分1) | |
| 彦根市(公元公告番号2 元却区分2) | |
| | |
| 草津市(公売公告番号1-1 売却区分1) | |
| 守山市(公売公告番号1-1 売却区分1) | |

公売の概要

令和7年度 滋賀県・市町 不動産合同公売

公売期日 令和7年10月16日(木)

公売場所 滋賀県大津市松本1丁目2-1

滋賀県大津合同庁舎 3階 入札室

公売方法 入札

開場および説明 開場 : 令和7年10月16日(木)午前 9時30分

公売に係る説明:令和7年10月16日(木)午前10時00分

公売保証金納付期間 令和7年10月16日(木)午前10時30分から同10時50分まで

開札時刻 令和7年10月16日(木)午前11時00分

売却決定日時 令和7年11月6日(木)午前10時00分

※執行機関によって場所が異なりますので、公売公告等により確認してください。 ※売却決定日時までに、最高価申込者等が暴力団員等に該当しないことの調査結果が明らかにならない場合は、売却決定日時および買受代金の納付期限が変更されます。

買受代金納付期限 令和7年11月6日(木)午前11時30分

※執行機関によって場所が異なりますので、公売公告等により確認してください。 ※売却決定日時までに、最高価申込者等が暴力団員等に該当しないことの調査結果が明らかにならない場合は、売却決定日時および買受代金の納付期限が変更されます。

注意事項

- 1. 公売財産の「見取図」は公簿等により作成しておりますので、現況と異なる場合があります。公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認した上で入札してください。
- 2. 掲載されている公売財産については、公売を中止する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- 3. 入札開始時間の30分前までに公売場所に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。
- 4. 公売参加資格、入札手続等については、3ページ以降の「公売参加の手引」および8ページ以降の「記載例」をご覧ください。
- 5. その他詳細については、各執行機関へお問い合わせください。

持参品

- 1. 印鑑
 - ・認印でも可
 - ・代理人による入札の場合には代理人のもの
- 2. 本人確認に関する証明書
 - ・例:マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポート
 - ・代理人による入札の場合には代理人のもの
 - ・法人代表者の場合は、商業登記簿謄本等の代理権限を有することを証する 書面
- 3. 公売保証金
 - ※執行機関により納付に使用できる有価証券等の取扱いが異なりますので、 事前に執行機関に確認してください。
- 4. (営利法人または不動産業者等である個人) 収入印紙 (200円)
- 5. 7ページに記載の「あらかじめ公売物件ごとに準備・作成いただく書類」 ※法人の従業員の方が入札する場合、その従業員の方が代理人となるため、 7ページの「2 買受を希望する者が代理人に入札させる場合」のうち、 買受けを希望する者が法人で代理人が個人の場合に該当します。
- 6. (代理人により入札される場合)委任者の印鑑証明書(発行から3か月以内)
- 7. 上記以外で執行機関が必要とする持参品
 - ※執行機関によりその他の持参品が必要な場合がありますので、<u>必ず事前に</u> 確認してください。

入札に関するお問い合わせ先

滋賀県総務部税政課地方税徴収対策室 大津市京町4丁目1-1 電話:077-528-3226

公売物件に関するお問い合わせ先

各執行機関(公売財産の一覧・明細に記載)

公売参加の手引

| 公売参加資格 | 1. 公売保証金(次の「公売保証金」の項目参照)を納付すれば、どなたでも公売に参加することができます。 ただし、執行機関から公売場所への入札等を制限されている者、滞納者自身および滞納者の意向に基づき入札に参加する者は公売に参加することができません(国税徴収法第92条および第108条)。また、暴力団員等に該当しない旨の陳述書を提出しなければ、入札をすることができません(国税徴収法第99条の2)。 2. 代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状(記載例19ページ、様式32ページ参照)および委任者の印鑑証明書(発行から3か月以内)を提出してください。なお、執行機関によっては受任者(代理人)の印鑑証明書も必要となる場合がありますので、必ず事前に各執行機関へご確認ください。 3. 共同入札をする場合は、共同入札代表者届出書(記載例24ページ、様式33ページ参照)を提出してください。 |
|--------|--|
| 公売保証金 | 1. 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。 なお、公売保証金の金額については「公売財産一覧」の「公売保 証金」の欄をご覧ください。2. 公売保証金は、現金または小切手で納付してください。 また、納付に使用できる有価証券については、執行機関により異 なる場合がありますので、各執行機関へご確認ください。 |
| 入 札 | 公売財産は、公売公告番号、売却区分により公売します。入札書は、この区分により記載してください。 記載事項に誤りがある場合には、訂正せずに新しい入札書に書き直して入札してください。 なお、同一人が重複して2枚以上の入札書を提出した場合には、その入札書はいずれも無効になります。 入札書に記載する住所および氏名は、住民基本台帳に記載されている住所地および氏名を記載してください。法人の場合は、法人登記簿に記載されている本店所在地および商号を記載してください。 いったん入札した入札書は、引換え、変更または取消しをすることはできません。 入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を実施することがあります。 |

| 開札 | 入札書は、入札者の面前で開札します。 |
|-------------|---|
| 最高価申込者の決定 | 1. 入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者を最高価申込者として決定します。 2. 最高価額による入札者が2人以上ある場合(同額である場合)は、これらの者の間で追加入札を行い、最高価申込者を決定します。また、追加入札による最高価額も同額であるときには、くじにより最高価申込者を決定します。なお、追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をしたとき、または、追加入札をすべき者が入札しなかったときは、国税徴収法第108条により公売場所への入場、入札等を制限することがあります。 |
| 次順位買受申込者の決定 | 1. 最高価申込者の入札価額に次ぐ価額(見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限ります。)で入札した者から、次順位による買受けの申込みがあった場合に、その入札者を次順位買受申込者として決定します。なお、次順位による買受申込者が2人以上ある場合には、くじにより次順位買受申込者を決定します。 2. 次順位買受申込者の決定を受けた入札者は、最高価申込者が買い受けの申込みを取り消した場合(「買受申込みの取消し」の項参照)、または、最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合等(「売却決定の取消し等」の項参照)に限り、公売財産を買い受けることができます。 |
| 買受申込みの取消し | 公売財産の換価について、法律の規定に基づき滞納処分の続行の 停止があった場合(地方税法第19条の7等参照)には、最高価申込 者および次順位買受申込者は、滞納処分の続行が停止している間は 公売財産の買受申込みを取り消すことができます。 |
| 売却決定 | 公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。売却決定日時までに、最高価申込者等が暴力団員等に該当しないことの調査結果が明らかにならない場合は、売却決定日時および買受代金の納付期限が変更されます。 なお、最高価申込者が買受の申込みを取り消した場合等(「次順位買受申込者の決定」の項参照)における次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。 |

1. 最高価申込者または次順位買受申込者の決定を受けた者について、 偽りの名義による買受申込みや、暴力団員等であることが認められ るとき、公売の実施を妨げる行為等があった場合等(国税徴収法第 108 条参照) には、これらの者に対する最高価申込者の決定または 売却決定の取消し等 次順位買受申込者の決定を取り消します。 2. 売却決定を受けた者が、公売財産の買受代金を納付期限までに納 付しない時は、その売却決定を取り消します。 3. 売却決定に基づく買受代金の納付前に公売に係る地方税の完納の 事実が証明された場合は、その売却決定を取り消します。 1. 最高価申込者および次順位買受申込者以外の入札者が納付した公 売保証金は、公売終了後に返還します。 なお、返還を受ける者が営業者(営利法人または不動産業者等で ある個人)である場合には、公売保証金の返還に係る領収証書に収 入印紙(200円)を貼付し消印する必要があります。 2. 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受 代金を納付した後(次順位買受申込者に対して売却決定をしないこ とが確定した後)に返還します。 公売保証金の返還 3. 最高価申込者または次順位買受申込者で売却決定を受けた者が納 付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないことにより売 却決定が取り消された場合には、その者の納付した公売保証金はそ の公売に係る地方団体の徴収金に充当し、なお残余金があるときは、 これを滞納者に交付します。 4. 国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証 金は、公売を執行する地方団体に帰属します。 1. 公売財産の取得の時期は、買受代金の全額を納付したときとなり 2. 公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに 買受人に移転します。 したがって、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、紛 失等による損害は買受人が負担することになります。 3. 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の 権利移転の時期等 負担となります。 買受人は、買受代金の納付の際に、登録免許税その他の費用を提 出してください。 4. 上記にかかわらず、公売財産が農地である等、権利移転に許可ま たは届出が必要な場合は、権利移転および危険負担の移転の時期は、 当該許可または届出の受理があったときとなります。

| 権利移転手続 | 買受人は、買受代金納付後、所有権移転登記請求書に以下の書類等を添えて提出してください。 1. 売却決定通知書 2. 住民票または商業登記簿謄本もしくは資格証明書 3. 市町村役場発行の固定資産評価証明書 4. 登録免許税相当額の印紙または領収証書 5. 登記関係書類の郵送に要する郵送料 |
|--------|--|
| その他 | 滋賀県暴力団排除条例の規定により、買受人は買い受けた不動産が 暴力団事務所等の用に供されることとなることを知りながら、当該不 動産の譲渡または貸付けの契約を締結することはできません。 滋賀県暴力団排除条例(抜粋) (不動産の譲渡等をする者が講ずる措置) 第 17 条 何人も、自己が譲渡または貸付け(地上権の設定を含む。)(以下「譲渡等」という。)をしようとする不動産(県内に所在するものに限る。以下同じ。)が暴力団事務所またはその敷地 (以下「暴力団事務所等」という。)の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約を締結してはならない。 |

あらかじめ公売物件ごとに準備・作成いただく書類

- 執行機関によって様式等が異なる場合があります。必ず事前に各執行機関にご確認ください。
- 〇 下記(※1)には、法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)、下記(※2)には、委任者の印鑑証明書(発行から3か月以内)の添付が必要です。また、下記(※2)について、執行機関によっては、受任者(代理人)の印鑑証明書も必要となる場合がありますので、必ず事前に執行機関に確認してください。
- ○買受を希望する者が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合、以下の書類に加え、宅地建物取引業または債権管理回収業の許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証や債権管理回収業の許可証の写し)を提出してください。
- ○「入札書」、公売保証金の「返還請求書」、公売保証金の「返還金領収証書」、「共同入札書」は、入 札の当日に公売物件ごとにお渡しいたします。

1 買受けを希望する者が自身で入札する場合

| 買受けを希望する個人が 自身で入札する場合 | あらかじめ準備・作成いただく書類はありません。「陳述書(個人用)」を入札の当日に公売物件ごとにお渡しいたします。 | - | - |
|--------------------------|--|---------|--------|
| 買受けを希望する法人の | 陳述書 (法人用) | 記載例 P14 | 様式 P28 |
| 代表者が入札する場合 | 陳述書(法人用)別紙(※1) | 記載例 P16 | 様式 P29 |

2 買受けを希望する者が代理人に入札させる場合

| | 代理人 | 委任状(※2) | 記載例 P19 | 様式 P32 |
|-------|------------|-------------------|---------|--------|
| 買受け | が個人 | 陳述書(個人用)【委任者に係る分】 | 記載例 P13 | 様式 P27 |
| を希望 | と言う | 陳述書別紙 | 記載例 P17 | 様式 P30 |
| する者 | | 委任状(※2) | 記載例 P19 | 様式 P32 |
| が個人 | 代理人 | 陳述書(個人用)【委任者に係る分】 | 記載例 P13 | 様式 P27 |
| (委任者) | が法人 | 陳述書別紙 | 記載例 P17 | 様式 P30 |
| | | 別紙(※1) | 記載例 P18 | 様式 P31 |
| | | 委任状(※2) | 記載例 P19 | 様式 P32 |
| | 代理人 | 陳述書(法人用)【委任者に係る分】 | 記載例 P15 | 様式 P28 |
| 買受け | が個人 | 陳述書(法人用)別紙(※1) | 記載例 P16 | 様式 P29 |
| を希望 | | 陳述書別紙 | 記載例 P17 | 様式 P30 |
| する者 | | 委任状(※2) | 記載例 P19 | 様式 P32 |
| が法人 | /P.III.I | 陳述書(法人用)【委任者に係る分】 | 記載例 P15 | 様式 P28 |
| (委任者) | 代理人 が法人 | 陳述書(法人用)別紙(※1) | 記載例 P16 | 様式 P29 |
| | 137压人 | 陳述書別紙 | 記載例 P17 | 様式 P30 |
| | | 別紙(※1) | 記載例 P18 | 様式 P31 |

3 複数の買受希望者が共同で入札する場合

| 共 | 同入札代表者届出書 | 記載例 P24 | 様式 P33 |
|---|-----------------------|---------|--------|
| 共 | 同者全員分の以下の書類 | | |
| | (共同者が個人の場合)「陳述書(個人用)」 | 記載例 P12 | 様式 P27 |
| | (共同者が法人の場合)「陳述書(法人用)」 | 記載例 P14 | 様式 P28 |
| | 「陳述書(法人用)別紙」(※1) | 記載例 P16 | 様式 P29 |

記載例

- ※「入札書」、公売保証金の「返還請求書」、公売保証金の「返還金領収証書」、「共同入札書」は、入札の当日に公売物件ごとにお渡しいたします。
- ※ 執行機関によって様式等が異なる場合があります。必ず事前に各執行機 関にご確認ください。
- ※ 各書類に記載の注意事項をよくご確認いただき、記入をお願いします。
- ※ 各書類に記載の注意事項をよくご確認いただき、添付書類についてもご準備をお願いします。

1. 入札書

(1)「入札書」(個人用)

※住民票等の住所・氏名等

※氏名にはフリガナをつけ

を記載してください。

てください。

入札書

(あて先)

令和7年10月00日

(執行機関の長)

入札者

住所(居所)・所在地

|エ*[*]| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*|| (*)*||

住所(居所)・所在地

氏名·名称

一 郎 📵

公売公告第OOO号に基づき、下記のとおり入札します。

※はっきり分かるようにアラビア数字 で記載してください。

※金額の頭部に「¥」または「金」を記 入してください。

| 売却区分 | 公 売 財 産 | | 入 | 7 | <u>;</u> | 一個 | | 額 | |
|------|-----------------|---|---|----|----------|----|---|----|---|
| | OO市OO町字OO OO番OO | 千 | Á | 1. | 万 | 千 | ή | 1- | 円 |
| 0 | 宅地 OO. OOmi | ¥ | 1 | 2 | 3 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| | 他1筆 | | | | | | | | |

記

注意事項

- 1. 入札書は、売却区分番号ごとにそれぞれ別紙にしてください。
- 2. 字体は鮮明に、ペンまたはボールペンで書いてください。
- 3. 一度提出した入札書の引換え、変更または取消はできません。
- 4. 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい用紙を請求してください。

※注意事項をよく読んで、十分に理解の上、 入札してください。

次順位による買受けの申込みをします。

※あらかじめ記入しないでください。

※最高価申込者の決定後、該当者に申込みの催告を 行いますので、申込みを希望する方のみ記入いた だきます。

住所(居所)・所在地

氏名・名称

(FI)

(ここから下は記入しないでください。)

最高価申込者等の決定決議

本件入札者を 最高価申込者 次順位買受申込者 として決定する。

| 決定年月日 | | 令和 | 年 | 月 | 日 | |
|-------|------|----|----|---|----|--|
| 部 課 長 | 課長補佐 | 主幹 | 課員 | | 担当 | |

(2)「入札書」(法人用)

入札書

(あて先)

令和7年10月00日

(執行機関の長)

入札者 (委任者)

住所(居所)·所在地 東近江市八日市緑町7-23

※住民票等の住所・氏名等 を記載してください。

て名・名称

株式会社 近江一 代表取締役 近江二郎

※氏名にはフリガナをつけ てください。

代理人

住所(居所)·所在地

氏名·名称

(A)

公売公告第〇〇〇号に基づき、下記のとおり入札します。

記

| 売却区分 | 公 売 財 産 | | 入 | 7 | †L | 価 | | 額 | |
|------|-----------------|---|---|----|----|---|---|----|---|
| | 〇〇市〇〇町字〇〇 〇〇番〇〇 | 千 | Ħ | [. | 万 | 千 | Ħ | [- | H |
| 0 | 宅地 OO. OOm | ¥ | 1 | 2 | 3 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| | 他1筆 | | | | | | | | |

注意事項

1. 入札書は、売却区分番号ごとにそれぞれ別紙にしてください。

2. 字体は鮮明に、ペンまたはボールペンで書いてください。

3. 一度提出した入札書の引換え、変更または取消はできません。

※はっきり分かるようにアラビ ア数字で記載してください。 ※金額の頭部に「¥」または 「金」を記入してください。

4. 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい用紙を請求してください。

次順位による買受けの申込みをします。

※あらかじめ記入しないでください。

※最高価申込者の決定後、該当者に申込みの 催告を行いますので、申込みを希望する方の

み記入いただきます。

住所(居所)・所在地 氏名·名称

※注意事項をよく読ん で、十分に理解の上、 入札してください。

(A)

(ここから下は記入しないでください。)

最高価申込者等の決定決議

本件入札者を 最高価申込者 次順位買受申込者 として決定する。

| 決定年月 | 日 | 令 | 和年 | 月 日 | |
|--------|------|----|----|-----|-----|
| 部 課 長 | 課長補佐 | 主幹 | 課員 | | 担 ៕ |

(3)「入札書」(代理人あり)

入札書

(あて先)

令和7年10月00日

(執行機関の長)

※住民票、法人登記簿等の 住所・氏名等を記載してく ださい。

※氏名にはフリガナをつけ てください。

※委任者の印は不要です。

入札者 (委任者)

住所(居所)・所在地 東近江市八日市緑町 7 ー 2 3

株式会社 近江一 氏名·名称

代表取締役 近江二郎

代理人(受任者)

氏名·名称

住所(居所)・所在地 大津市京町4丁目1番1号

滋賀 太郎

※代理人の住所・氏名等を 記載してください。

公売公告第〇〇〇号に基づき、下記のとおり入札します。

記

| 売却区分 | 公 売 財 産 | | 入 | 7 | ⊧L | 価 | | 額 | |
|------|-----------------|---|---|----|----|---|---|---|---|
| | 〇〇市〇〇町字〇〇 〇〇番〇〇 | 千 | Ħ | [+ | 万 | 千 | Ħ | | Щ |
| 0 | 宅地 OO. OOm | | 1 | 2 | 3 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| | 他1筆 | | | | | | | | |

注意事項

1. 入札書は、売却区分番号ごとにそれぞれ別紙にしてください。

2. 字体は鮮明に、ペンまたはボールペンで書いてください。

3. 一度提出した入札書の引換え、変更または取消はできません。

※はっきり分かるようにアラビ ア数字で記載してください。 ※金額の頭部に「¥」または 「金」を記入してください。

4. 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい用紙を請求してください。

次順位による買受けの申込みをします。

※あらかじめ記入しないでください。

※最高価申込者の決定後、該当者に申込みの

催告を行いますので、申込みを希望する方の

み記入いただきます。

※代理人名で記入いただきます。

住所(居所)・所在地

氏名·名称

※注意事項をよく読ん で、十分に理解の上、 入札してください。

(F)

(ここから下は記入しないでください。)

最高温申込者等の決定決議

本件入札者を 最高価申込者 次順位買受申込者 として決定する。

| 決定年月日 | 令和 | 年 月 | E . |
|-------|----|-----|-----|
| 部 課 長 | 主 | 課員 | 担当 |

2. 陳述書

(1)「陳述書(個人用)」

| 7本 | `-+ : | # | / / (王) | ı | | ١. |
|----|--------------|---|----------------|---|---|-----|
| 陳 | יועך | 書 | | 人 | ж | -) |

(あて先)

(執行機関名)

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☑ 私は、暴力団員等ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

✓ 私は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

□ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において 入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。

この者は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人ではありません。

| | = 1 Hot, 300 E374 9174 925 410 E37 410 | | | | | | | |
|---------|--|---|---------|------------------|--|--|--|--|
| | 売却区分 | 0 | 陳述書作成日 | 令和〇年〇〇月〇〇日 | | | | |
| 入 札 者 | 住所 | 〒〇〇〇一〇〇〇〇 東近江市八日市緑町7-23 | | -000 (0000) 0000 | | | | |
| | フリガナ | オウミ イチロウ | | | | | | |
| (買受申込者) | 氏 名 | 近江 一郎 | | | | | | |
| 者 | 生年月日 | □ 大正 □ 平成 OO年 C □ 日和 □ 日和 □ 日和 □ 日日 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ | OO月 OO目 | 性別 🗷 男性 🗆 女性 | | | | |

【注意事項】

1 本様式は、入札者(買受申込者)が個人の場合に使用する陳述書です。

陳述書は、入札等を行う財産(売却区分)ごとに作成し、入札等までに提出してください。 提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。

- 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 3 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 6 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする 者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してくだ さい。
- 7 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

(2)「陳述書(個人用)」(代理人あり)

陳 述 書 (個 人 用)

(あて先)

(執行機関名)

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☑ 私は、暴力団員等ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

✓ 私は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☑ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において 入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。

この者は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人ではありません。

| | 売却区分 | 0 | 陳述書作成日 | 令和 O 年 OO 月 OO 日 |
|---------|------|----------------------------|---------|---------------------------------------|
| 入 札者 | 住 所 | 〒〇〇〇一〇〇〇〇 東近江市八日市緑町7-23 | | |
| 者 | | | 電話番号 | 1 000 (0000) 0000 |
| | フリガナ | オウミ イチロウ | | |
| (買受申込者) | 氏 名 | 近江 一郎 | | |
| 者 | 生年月日 | □ 大正 □ 平成 OO年 C □ R和 □ 令和 | OO月 OO日 | 性別 🗷 男性 🗆 女性 |

【注意事項】

1 本様式は、入札者(買受申込者)が個人の場合に使用する陳述書です。

陳述書は、入札等を行う財産(売却区分)ごとに作成し、入札等までに提出してください。 提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。

- 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 3 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 6 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする 者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してくだ さい。
- 7 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

(3)「陳述書(法人用)」

陳 述 書 (法 人 用)

(あて先)

(執行機関名)

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☑ 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☑ 当法人は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする 者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

□ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において 入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。

この者は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人ではありません。

| | 売却区分 | 0 | 陳述書作成日 | 令和〇年〇〇月〇〇日 |
|---------|-------|---------------------------|------------|-----------------|
| 入札者 | 法人所在地 | 〒000-0000 東近江市八日市緑町7-2 | | 000 (0000) 0000 |
| 者 | フリガナ | カブシキガイシャ オウミイ | | |
| (買受申込者) | 法人名称 | 株式会社 近江- | _ | |
| 平込者) | 代表者氏名 | 近江 二郎 | | |
| | 役員 | 陳述書(法人用)別紙「入札」 のとおり | 者(買受申込者)でる | ある法人の役員に関する事項」 |

【注意事項】

1 本様式は、入札者(買受申込者)が法人の場合に使用する陳述書です。

陳述書は、入札等を行う財産(売却区分)ごとに作成し、入札等までに提出してください。

提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。

- 2 陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に 係る登記事項証明書等)」を併せて提出してください。
- 3 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 4 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 5 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 6 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 7 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする 者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してくだ さい。
- 8 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

(4)「陳述書(法人用)」(代理人あり)

陳 述 書 (法 人 用)

(あて先)

(執行機関名)

- ※内容を確認し、□にチェックを入れてください。
- ☑ 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。
 - ※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- ☑ 当法人は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする 者ではありません。
- ※該当する場合は、□にチェックを入れてください。
- ☑ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において 入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。

この者は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人ではありません。

| | 売却区分 | 0 | 陳述書作成日 | 令和〇年〇〇月〇〇日 |
|---------|-------|---------------------------|------------|-----------------|
| 入札者 | 法人所在地 | 〒000-0000 東近江市八日市緑町7-2 | | 000 (0000) 0000 |
| 者 | フリガナ | カブシキガイシャ オウミイ | | |
| (買受申込者) | 法人名称 | 株式会社 近江- | _ | |
| 平込者) | 代表者氏名 | 近江 二郎 | | |
| | 役員 | 陳述書(法人用)別紙「入札」 のとおり | 者(買受申込者)でる | ある法人の役員に関する事項」 |

【注意事項】

- 1 本様式は、入札者(買受申込者)が法人の場合に使用する陳述書です。
 - 陳述書は、入札等を行う財産(売却区分)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
 - 提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に 係る登記事項証明書等)」を併せて提出してください。
- 3 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 4 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 5 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 6 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 7 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする 者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してくだ さい。
- 8 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

(5)「陳述書(法人用)別紙」

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

| | | ₹000-0000 | | |
|---------------|------|---|-----|-----------|
| | 住 所 | 滋賀県東近江市八日市緑町7- | 23 | |
| 1 | フリガナ | オウミ ジロウ | | |
| 1 | 氏名 | 近江 二郎 | 役職 | 代表取締役 |
| | 生年月日 | □ 大正 □ 平成☑ 昭和 □ 令和 | 性別 | ☑ 男性 □ 女性 |
| | | ₹000-0000 | | |
| | 住 所 | 滋賀県東近江市八日市緑町7- | 23 | |
| 2 | フリガナ | ビワ ハナコ | | |
| 2 | 氏名 | 琵琶 花子 | 役職 | 取締役 |
| | 生年月日 | □ 大正 □ 平成☑ 昭和 □ 令和OO年O月O日 | 性別 | □ 男性 ☑ 女性 |
| | , | ₹000-0000 | | |
| | 住所 | 滋賀県東近江市八日市緑町7- | 23 | |
| 3 | フリガナ | オウミ Oミ | | |
| | 氏名 | 近江 〇美 | 役職 | 会計参与 |
| | 生年月日 | □ 大正 □ 平成☑ 昭和 □ 令和 | 性別 | □ 男性 ☑ 女性 |
| | | ₹000-0000 | | |
| | 住 所 | 滋賀県東近江市八日市緑町7 | -23 | 3 |
| $\frac{1}{4}$ | フリガナ | Oヤマ サブロウ | | |
| | 氏名 | 〇山 三郎 | 役職 | 監査役 |
| | 生年月日 | □ 大正 □ 平成☑ 昭和 □ 令和OO年O月O日 | 性別 | ☑ 男性 □ 女性 |

【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が5人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

(6)「陳述書別紙」(代理人あり)

【陳述書別紙】

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

| | | ₹000-0000 |
|-------------------|----------------|--|
| | 住 所 | 大津市京町4丁目1番1号 |
| ☑ 個人 | フリガナ | シガ タロウ |
| | 氏名 | 滋賀 太郎 |
| | 生年月日 | □ 大正 □ 平成 ☑ 昭和 □ 令和 OO年O月O日 性別 世別 ☑ 男性 □ 女性 |
| | 法人所在地 | - |
| □法人 | フリガナ | |
| | 法人名称 | |
| | 役員 | 別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり |

【注意事項】

1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。)。

提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。

- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

(7) 「別紙」(代理人が法人)

自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

| | | ₹000-0000 | | |
|---|---------------|---|-----|-----------|
| | 住所 | 滋賀県東近江市八日市緑町7- | 23 | |
| 1 | フリガナ | ビワ 〇コ | | |
| 1 | 氏名 | 琵琶 〇子 | 役職 | 代表取締役 |
| | 生年月日 | □ 大正 □ 平成☑ 昭和 □ 令和OO年O月O日 | 性別 | □ 男性 ☑ 女性 |
| | | ₹000-0000 | | |
| | 住所 | 滋賀県東近江市八日市緑町7- | 23 | |
| 2 | フリガナ | ビワ Oミ | | |
| 2 | 氏名 | 琵琶 〇美 | 役職 | 取締役 |
| | 生年月日 | □ 大正 □ 平成☑ 昭和 □ 令和OO年O月O日 | 性別 | □ 男性 ☑ 女性 |
| | <i>1</i>). → | ₹000-0000 | | |
| | 住所 | 滋賀県東近江市八日市緑町7- | 23 | |
| 3 | フリガナ | Oタ シロウ | | |
| | 氏名 | 〇田 四郎 | 役職 | 会計参与 |
| | 生年月日 | □ 大正 □ 平成☑ 昭和 □ 令和OO年O月O日 | 性別 | ☑ 男性 □ 女性 |
| | | ₹000-0000 | | |
| | 住所 | 滋賀県東近江市八日市緑町7 | -23 | 3 |
| 4 | フリガナ | ○タ ゴロウ | | |
| | 氏名 | 〇田 五郎 | 役職 | 監査役 |
| | 生年月日 | □ 大正 □ 平成☑ 昭和 □ 令和OO年O月O日 | 性別 | ☑ 男性 □ 女性 |

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
 - 提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が5人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

3. 委任状

(1)委任状(代理人あり)

令和**7**年**OO**月**OO**日

委 任 状

(あて先)

(執行機関名)

委任者所在地または住所東近江市八日市緑町7-23商号または名称株式会社 近江一氏名または代表者代表取締役 近江二郎

私は次の者に対し、下記の権限を委任します。

住 所 **大津市京町4丁目1番1号** 氏 名 **滋賀 太郎** ®

記

1 次の公売財産の入札手続に関する権限

(**執 行 機 関 名**) 公売公告第OOO号 売却区分第O号

公売財産 **所在 OO市OO町字OO**

地番 〇〇番〇 地目 宅地

地積 OO. OOm 他 1筆

- 2 上記公売財産の公売保証金の納付および受領に関する権限 ただし、入札期日の翌日以降に口座振込により返還される場合を除く。
- 3 上記1および2に付帯する一切の権限
- (注) 委任状には、委任者の印鑑証明書(発行から3か月以内)を添付してください。 執行機関によっては、受任者の印鑑証明書も必要となる場合がありますので、必ず 事前に執行機関で確認してください。

4. 公売保証金関係

(1)公売保証金の「返還請求書」

公壳保証金返還請求書

| | | | | 億 | 千 | Á | 1- | 万 | 千 | Á | J- | Щ |
|---|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|----|---|
| 請 | 求 | 金 | 額 | | | ¥ | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |

上記の金額の返還を請求します。

ただし、令和7年10月16日実施の不動産公売に係る公司 第OOO号、売却区分第O号の公売保証金の返還金として

令和7年OO月OO日

※はっきり分かるようにアラビ ア数字で記載してください。 ※金額の頭部に「¥」または

「金」を記入してください。

(あて先)

(執行機関名) 出納員 OO OO

請求人

住所・所在地

氏名·名称

東近江市八日市緑町7-23 近江 一郎

代理人

住所·所在地

氏名·名称

(A)

(2)公売保証金の「返還請求書」(代理人あり)

公壳保証金返還請求書

| | | -5110 | 億 | 干 | Ą | + | 万 | 千 | Ę. | 1. | Н |
|----|---|-------|---|---|---|---|---|---|----|----|---|
| 請求 | 金 | 額 | | | ¥ | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |

上記の金額の返還を請求します。

ただし、令和7年10月16日実施の不動産公売に係る公売 第OOO号、売却区分第O号の公売保証金の返還金として

令和7年OO月OO日

(あて先)

(執行機関名) 出納員 OO OO

※はっきり分かるようにアラビ ア数字で記載してください。 ※金額の頭部に「¥」または

「金」を記入してください。

請求人

住所・所在地 氏名・名称

東近江市八日市緑町7-23

株式会社 近江一

代表取締役 近江二郎

代理人

氏名·名称

住所・所在地 大津市京町4丁目1番1号 滋賀 太郎

(3)公売保証金の「返還金領収証書」

公売保証金領収証書

収入印紙 200円

上記の金額を領収しました。

ただし、令和7年10月16日実施の不動産公売に係る公売公告 第000号、売却区分第0号の公売保証金の返還金として

令和7年OO月OO日

(あて先)

(**執行機関名**) 出納員 **OO OO** ※はっきり分かるようにアラビ ア数字で記載してください。※金額の頭部に「¥」または 「金」を記入してください。

受取人

住所・所在地

氏名·名称

東近江市八日市緑町7-23 近江 一郎

代理人

住所·所在地

氏名・名称

(F)

(4)公売保証金の「返還金領収証書」(代理人あり)

公売保証金領収証書

収入印紙 200円

請求金額 3 ¥ 1 0 0 0 0

上記の金額を領収しました。

ただし、令和7年10月16日実施の不動産公売に係る公売 第〇〇〇号、売却区分第〇号の公売保証金の返還金として

令和7年00月00日

(あて先)

(執行機関名) 出納員 OO OO

※はっきり分かるようにアラビ ア数字で記載してください。

※金額の頭部に「¥」または 「金」を記入してください。

受取人

住所・所在地 氏名·名称

東近江市八日市緑町7-23

株式会社 近江一

代表取締役 近江二郎

代理人

住所・所在地

氏名·名称

大津市京町4丁目1番1号 滋賀 太郎

5. 共同入札する場合

(1)共同入札代表者届出書

共同入札代表者届出書

令和7年10月16日実施の不動産公売に係る

公売公告第〇〇〇号、売却区分第〇号の入札にあたり、

住所 東近江市八日市緑町7-23

氏名 近 江 一郎

を共同入札代表者に定めましたので届け出ます。

令和**7**年**00**月**00**日

(あて先)

(執行機関名)

共同入札者

| 住 所 | 氏 名 | 持分 | 印鑑 | 電話番号 | 備考 |
|-------------------|-------|-----|------------|------|-------------|
| 東近江市八日市緑町7- 23 | 近江 一郎 | 1/2 | (1) | | 共同入札 代表者 |
| 大津市京町4丁目1番1 号 | 滋賀太郎 | 1/2 | (1) | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(2)共同入札書

共 同 入 札 書

(あて先)

(執行機関名)

公壳公告第OOO号

壳却区分第**O**号

| 住 所 | 氏 名 | 持分 備 考 |
|-------------------|------|-------------------------|
| 東近江市八日市緑町7- 23 | 近江一郎 | 1/2 代表者 |
| 大津市京町4丁目1番1号 | 滋賀太郎 | 1/2 住所 東近江市八日市緑町7-23 |
| | | 氏名 近 江 一 郎 |
| | | |
| | | |
| | | |

備考欄には代表者の住所・氏名を記入してください。

様式

- ※「入札書」、公売保証金の「返還請求書」、公売保証金の「返還金領収証書」、「共同入札書」は、入札の当日に公売物件ごとにお渡しいたします。
- ※ 執行機関によって様式等が異なる場合があります。必ず事前に各執行機 関にご確認ください。
- ※ 各書類に記載の注意事項をよくご確認いただき、記入をお願いします。
- ※ 各書類に記載の注意事項をよくご確認いただき、添付書類についてもご準備をお願いします。

陳 述書(個人用) (あて先) ※内容を確認し、□にチェックを入れてください。 私は、暴力団員等ではありません。 ※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。 私は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者で はありません。 ※該当する場合は、□にチェックを入れてください。 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において 入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。 この者は、暴力団員等または暴力団員等が役員である法人ではありません。 売却区分 陳述書作成日 令和 年 月 日 Ŧ 住 所 八札者 電話番号 (フリガナ (買受申込者) 氏 名

【注意事項】

生年月日

1 本様式は、入札者(買受申込者)が個人の場合に使用する陳述書です。

□ 大正 □ 平成

□ 昭和□ 令和

- 陳述書は、入札等を行う財産(売却区分)ごとに作成し、入札等までに提出してください。
- 提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 3 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文 書(宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

年

月

性別

□ 男性 □ 女性

- 6 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする 者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してくだ
- 7 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

陳 述 書 (法 人 用)

| (| あて先) | | | | | | | | |
|---------|--------------------------------------|-----------------------------|--------------------------|-----------------------------|---|-------------|------|------|-----|
| | ※「暴力団員等」 | 暴力団員とは、「 | 員等が役員 暴力団員に | 員である法人 こよる不当な行 | い。 ではありません。 「為の防止等に関する なくなった日から5年 | | | | |
| □ ** | 者ではありま 該当する場合は 自己の計算 入札等をさせ | せん。 、□にラ において ようとす | チェック る て私に入木 する者に関 | と入れてくだ 1.等をさせよ 関する事項」 | が役員である法人の さい。 うとする者は、陳述 に記載のとおりです が役員である法人で | 之書別紙「 ト。 | 自己の | | |
| | 売却区分 | | | | 陳述書作成日 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| | 法人所在地 | 〒 | _ | | 電話番号 | (| |) | |
| 者 | フリガナ | | | | | | | | |
| (買受申込者 | 法人名称 | | | | | | | | |
| 下込者) | 代表者氏名 | | | | | | | | |
| | 役員 | 陳述書 | |)別紙「入木 | L者(買受申込者)である | ある法人の |)役員(| こ関する | 事項」 |

【注意事項】

- 1 本様式は、入札者(買受申込者)が法人の場合に使用する陳述書です。 陳述書は、入札等を行う財産(売却区分)ごとに作成し、入札等までに提出してください。 提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 陳述書(法人用)別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に 係る登記事項証明書等)」を併せて提出してください。
- 3 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 4 共同で入札等を行う場合は、入札者(買受申込者)ごとに陳述書を提出してください。
- 5 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 6 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。
- 7 自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者(買受申込者)に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする 者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してくだ さい。
- 8 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(国税徴収法第189条)。

(様式)

【陳述書(法人用)別紙】

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

| | 住 所 | ₹ | | _ | | | | | | | | |
|---|------|---|----------|---|----------|---|----|---|---|--------------|----|----|
| 1 | フリガナ | | | | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | 役職 | | |
| | 生年月日 | | 大正 昭和 | | 平成 令和 | 年 | J | ₹ | 日 | 性別 | 男性 | 女性 |
| | 住 所 | 〒 | | _ | | | | | | | | |
| 2 | フリガナ | | | | | | | | | 公几时 比 | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | 役職 | | |
| | 生年月日 | | 大正 昭和 | | 平成 令和 | 有 | Ē. | 月 | 日 | 性別 | 男性 | 女性 |
| | 住 所 | ₹ | | _ | | | | | | | | |
| 3 | フリガナ | | | | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | 役職 | | |
| | 生年月日 | | 大正 昭和 | | 平成 令和 | 有 | E | 月 | 日 | 性別 | 男性 | 女性 |
| | 住 所 | ₹ | | _ | | | | | | | | |
| 4 | フリガナ | | | | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | 役職 | | |
| | 生年月日 | | 大正 昭和 | | 平成 令和 | | Ē | 月 | 日 | 性別 | 男性 | 女性 |

【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が5人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

(様式)

【陳述書別紙】

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する口にチェックを入れてください。

| | 住所 | - |
|-----------|----------------|---|
| □個人 | フリガナ | |
| | 氏名 | |
| | 生年月日 | □ 大正 □ 平成 年 月 日 性別 □ 男性 □ 女性 □ 昭和 □ 令和 年 月 日 性別 □ 男性 □ 女性 |
| | 法人所在地 | 〒 − |
| | フリガナ | |
| | 法人名称 | |
| | 役員 | 別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり |

【注意事項】

1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。)。

提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。

- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業または債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証または債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

(様式)

【別紙】

自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

| | 住 所 | ₹ | | _ | | | | | | | | |
|---|------|---|----------|---|----------|---|----|---|---|--------------|----|----|
| 1 | フリガナ | | | | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | 役職 | | |
| | 生年月日 | | 大正 昭和 | | 平成 令和 | 年 | J | ₹ | 日 | 性別 | 男性 | 女性 |
| | 住 所 | 〒 | | _ | | | | | | | | |
| 2 | フリガナ | | | | | | | | | 公几时 比 | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | 役職 | | |
| | 生年月日 | | 大正 昭和 | | 平成 令和 | 有 | Ē. | 月 | 日 | 性別 | 男性 | 女性 |
| | 住 所 | ₹ | | _ | | | | | | | | |
| 3 | フリガナ | | | | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | 役職 | | |
| | 生年月日 | | 大正 昭和 | | 平成 令和 | 有 | E | 月 | 日 | 性別 | 男性 | 女性 |
| | 住 所 | ₹ | | _ | | | | | | | | |
| 4 | フリガナ | | | | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | 役職 | | |
| | 生年月日 | | 大正 昭和 | | 平成 令和 | | Ē | 月 | 日 | 性別 | 男性 | 女性 |

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面および「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
 - 提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が5人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

| L () | | | | | | | | | |
|-------------|--------------------|----------------------|-------------------------|----------|-----|----------|----------|---|---|
| | | | | | | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| | | Ź | 委 | 任 | 丬 | <u>;</u> | | | |
| | (あて先) | _ | | · | · | | | | |
| | | 委任者 | 所在地また 商号またに 氏名またに | 1名称 | | | (| Đ | |
| | 私は次の者に | こ対し、下 | 記の権限 | を委任し | ます。 | | | | |
| | | | 住 氏 | 所 名 | | | (E | Ð | |
| | | | | 記 | | | | | |
| 1 | 次の公売財産の | 入札手続に | | | | | | | |
| | | | 公売分 | \告第 | 号 | 売却区分第 | 号 | | |
| | 公売財産 | 所在 地番 地目 地積 | | $ m m^2$ | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 2 | 上記公売財産の ただし、入札期 | | | | | | , | | |
| 3 | 上記1および2 | に付帯する | ら一切の権限 | 艮 | | | | | |

(注) 委任状には、委任者の印鑑証明書(発行から3か月以内)を添付してください。 執行機関によっては、受任者の印鑑証明書も必要となる場合がありますので、必ず 事前に執行機関で確認してください。

共同入札代表者届出書

令和7年10月16日実施の不動産公売に係る

公売公告第 号、売却区分第 号の入札にあたり、

住所

氏名

を共同入札代表者に定めましたので届け出ます。

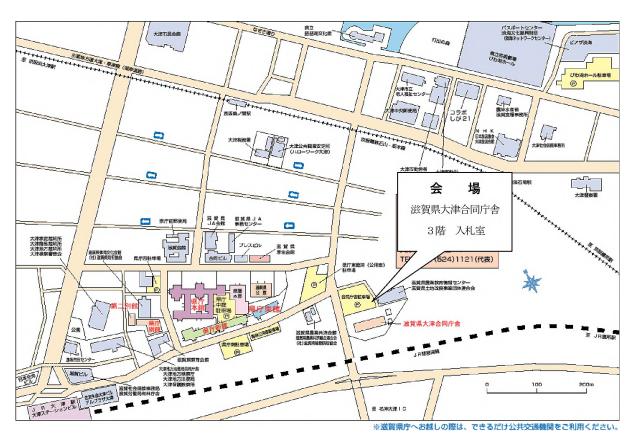
令和 年 月 日(あて先)

共同入札者

| 住 | 所 | 氏 | 名 | 持分 | 印鑑 | 電話番号 | 備考 |
|---|---|---|---|----|----|------|-------------|
| | | | | | | | 共同入札 代表者 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

令和7年度 滋賀県・市町 不動産合同公売 不動産合同公売場所のご案内

場所:滋賀県大津合同庁舎 3階 入札室 (滋賀県大津市松本1丁目2-1)



▼ 交通機関

- · JR大津駅より徒歩約10分
- ・ 松ケ枝バス停より徒歩約5分

▼ 自家用車等

- ・ 名神大津インターチェンジから約5分
- ・ 近江大橋から湖岸道路経由で約10分

▼ ご注意

・ 近隣に「大津びわ湖合同庁舎」があります。 お間違えのないよう、ご注意ください。

公売財産一覧・明細

執行機関名 彦根市

連絡先 債権管理課

所在地 彦根市元町 4 - 2

電話番号 0749-30-6109

公 売 財 産 一 覧

執行機関名 彦根市

| 公売 | 売却 | 見積価額 | 公売財産 | |
|----------|----|----------|------|------------------------|
| 公告 番号 | 区分 | 公売保証金 | 種類 | 所在地等 |
| 1 | 1 | 円 | 土地 | (一棟の建物の表示) |
| | | 240, 000 | 建物 | 【所在】滋賀県彦根市河原二丁目48番地 |
| | | | | 【建物の名称】MKビル |
| | | | | 【構造】鉄骨造ルーフィング葺6階建 |
| | | | | 【建築時期】平成1年10月14日新築 |
| | | | | 【床面積】 1階 127.74 m² |
| | | | | 2階 210.35㎡ |
| | | | | 3階 210.35㎡ |
| | | 円 | | 4階 210.35㎡ |
| | | 24, 000 | | 5階 210.35㎡ |
| | | | | 6階 210.35㎡ |
| | | | | (敷地権の目的である土地の表示) |
| | | | | 【土地の符号】 1 |
| | | | | 【所在及び地番】滋賀県彦根市河原二丁目48番 |
| | | | | 【地目】宅地 |
| | | | | 【地積】328.15㎡ |
| | | | | (専有部分の建物の表示) |
| | | | | 【家屋番号】河原二丁目48番の404 |
| | | | | 【建物の名称】404 |
| | | | | 【種類】店舗 |
| | | | | 【構造】鉄骨造1階建 |
| | | | | 【床面積】4階部分 42.21㎡ |
| | | | | |

| | | (敷地権の表示) |
|--|--|----------------------|
| | | 【土地の符号】 1 |
| | | 【敷地権の種類】所有権 |
| | | 【敷地権の割合】9万9409分の4366 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

公 売 財 産 明 細

執行機関名 彦根市

売却区分1

公 売

公売財産は、JR琵琶湖線彦根駅の南西約1.2km(直線距離)に位置す る。

財

産 の 概

要

このあたりは、芹川右岸堤防下に飲食店や雑居ビル、ビジネス旅館等が 軒を連ねる古くからの商業地で、その近隣は、県道神郷彦根線から芹川堤 防下を南東方向(下流方向)へ通じる市道河原12号線沿いの範囲の地域 である。夜間営業の飲食店舗を中心とする地域であり、観光客や買い回り 客等の回遊性はない。

幅員約7mの市道(芹川堤防線)に南西側で接面しているが、2m程度 低くなっている。また、北東側と南東側で幅員約2.2~2.8mの市道に ほぼ等高で接面しており、間口約10m(北東側)、奥行約31m、規模3 28. 15㎡ (公簿) の長方形地である。

(一棟の建物の概要)

【名称】MKビル

【用途】居宅・店舗

【構造】鉄骨造ルーフィング葺6階建

【建築時期】平成1年10月14日新築

【仕様】屋根:ルーフィング葺

外壁:モルタル等

【設備等】エレベーター:有(1台・稼働していない)

駐車場:無

集会所:無

(専有部分の概要)

【構造】鉄骨造1階建

【位置】 4階(404)

【床面積】 4 2. 2 1 m² (公簿)

【間取り】1LDK

【仕様】天井:ビニールクロス貼、板貼等

床:フローリング、畳、クッションフロア等

内壁:ビニールクロス貼等

法 利

主な公法上の規制等

的用

都市計画区分:市街化区域

規 状

用途地域:商業地域

制況

指定建ペい率:80%

等

指定容積率:400%

防火規制:無

その他の規制:特別用途地区(彦根城周辺歴史環境保全地区)

城下町景観形成地域(外町地区)

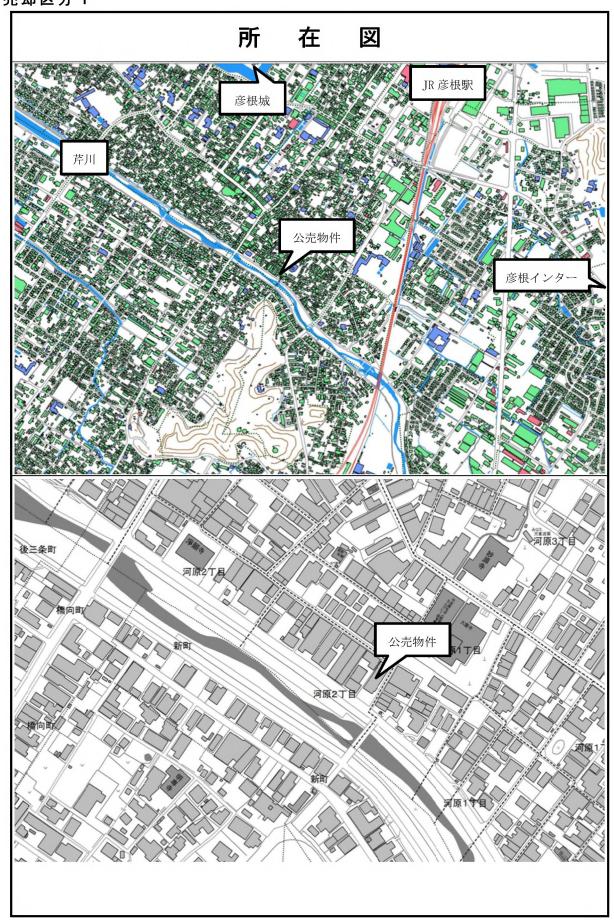
公 そ

1 面積は公簿表示による。

売 の 条 他 2 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認すること。

件

- 3 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、彦根市は担保責任を負わない。
- 4 彦根市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこと。
- 5 公売財産にかかる管理費および修繕積立金等については、管理組合に確認すること。なお、未納金がある場合は、買受人に承継される。
- 6 公売は国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により行う。





公売財産一覧・明細

執行機関名 草津市

所在地 〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 13番 30号

連絡先 総務部納税課 電話番号 077-561-6541

公 売 財 産 一 覧

執行機関名 草津市

| 公売 | 売却 | 見積価額 | | | 公売財産 |
|-------|----|--------------|----|------|---------------------------|
| 公告 番号 | 区分 | 公売保証金 | 種類 | | 所在地等 |
| 1 - 1 | 1 | 円 | 土地 | 所 在 | 滋賀県草津市矢橋町字馬池下 |
| | | 11, 260, 000 | | 地 番 | 23番88 |
| | | | | 地目 | 宅地 |
| | | 円 | | 地 積 | 1 3 6. 7 0 m ² |
| | | 1, 130, 000 | | | |
| | | | 建物 | 所 在 | 滋賀県草津市矢橋町字馬池下 |
| | | | | | 23番地88 |
| | | | | 家屋番号 | 23番88 |
| | | | | 種 類 | 居宅 |
| | | | | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | | | | 床面積 | 1階 44.55㎡ |
| | | | | | 2階 25.11㎡ |
| | | | | 建築時期 | 昭和48年12月4日築 |

公 売 財 産 明 細

執行機関名 草津市

売却区分1

概

要

件

公 公売財産は、JR東海道線(琵琶湖線)南草津駅から西方へ道路距

売 離で約1.2kmの地点に位置しています。

財 南側が幅員約4mの舗装市道に等高で接しており、間口約9m、

産 ■奥行約15.2m、敷地面積約136.7㎡の整形地です。

現在はほとんどの区画に住宅が建築されています。

■ 建物は一定期間空き家となっていたため、老朽化が認められ、

敷地内には雑草の繁茂も確認されています。

法 利 主な公法上の規制等

的 用 都市計画区分:都市計画区域

規 状| 用途地域:第一種中高層住居専用地域

制 況 指定建ペい率:60%

等 │ 指定容積率:200%

防火規制:無

その他の規制:盛土規制法規制区域の指定あり

上下水道:引込あり

都市ガス:あり

 Δ そ 1 面積は公簿表示によるものです。

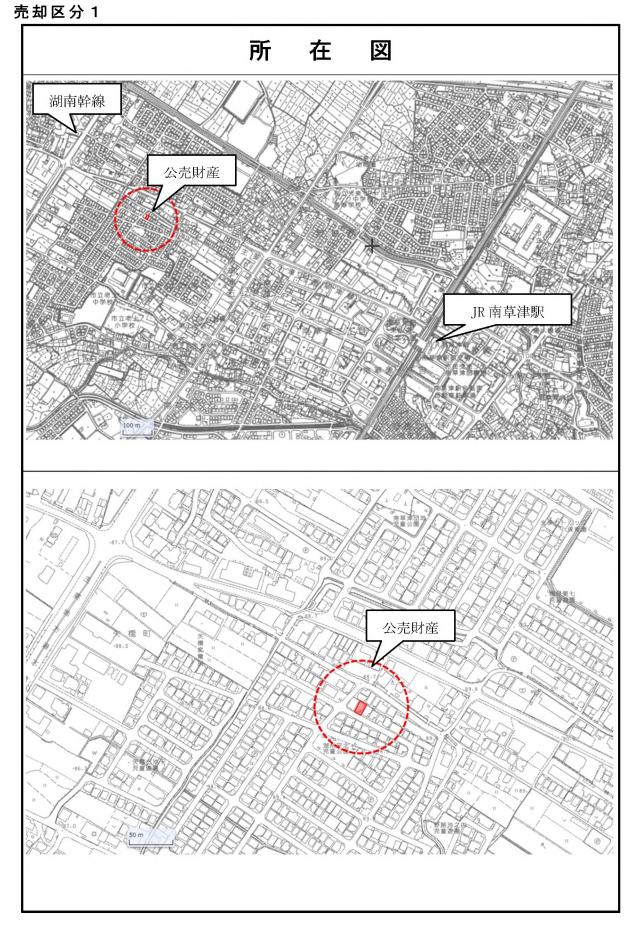
売 の 2 境界は買受人と隣接地所有者との間で協議してください。

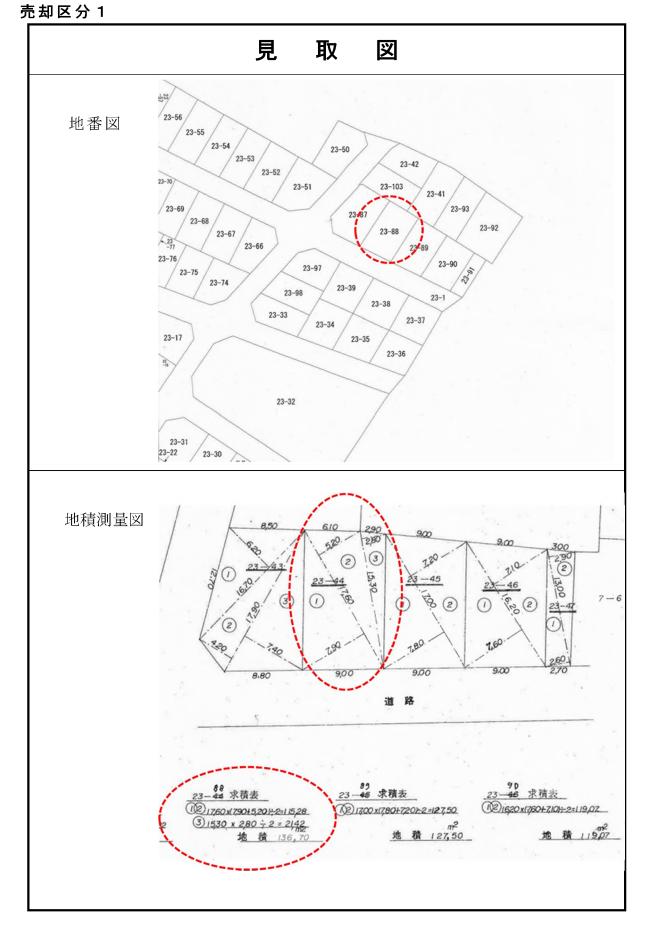
条 他 |3 土地および建物については一括換価となります。

4 公売財産は現状渡しとします。

5 草津市は公売にかかる瑕疵担保責任を負いません。

6 草津市は公売財産の引渡しについて義務を負いません。したがって、 使用者または占有者に対する明渡しの請求、公売財産内に残置されてい る動産等の処理、鍵の受け渡し等は、すべて買受人の責任において行っ てください。







公売財産一覧·明細

執行機関名 守山市

連絡先 納税課

所在地 守山市吉身二丁目 5番 22 号 電話番号 077-582-1118 メール nozei@city.moriyama.lg.jp

公 売 財 産 一 覧

執行機関名 守山市

| 公売 | 売却 | 見積価額 | | 公売財産 |
|----------|----|--|-----------|--|
| 公告 番号 | 区分 | 公売保証金 | 種類 | 所在地等 |
| | 区分 | 公売保証金 円 41, 280, 000 円 4, 200, 000 | 種類 | 所在地等 守山市水保町字北川 2891番22 宅地 462.90㎡ 2891番23 宅地 331.50㎡ 2891番24 宅地 272.48㎡ 2891番27 宅地 322.80㎡ 計1,389.68㎡ |
| | | | | |

公 売 財 産 明 細

執行機関名 守山市 売却区分 1

公売

公売財産は、京都市や大阪市のベッドタウンである滋賀県南部のJR東海道本線(琵琶湖線)守山駅の北西方約8.4km(直線距離)に位置する。

財

産

このあたりは琵琶湖岸に近く、琵琶湖大橋および国道477号線にも近く、

近隣地域は屋外体験型施設やスーパー銭湯を併設する商業施設や事業所、

駐車場のほかホテルが多く立ち並ぶ商業地域である。

の概

要

また、対象財産は地積、形状等、近隣地域において三方路画地であり、 日照・通風・設計の多様性、出入りの便等に優れている。

【街路条件】

北東側: 市道木浜埋立道路1号線(建築基準法第42条1項1号道路)

・・・幅員約 8.0m・アスファルト舗装・歩道無

南東側 私道(建築基準法第42条1項5号道路)

・・・幅員約 8.0m・アスファルト舗装・歩道無

南西側:私道(建築基準法第42条1項5号道路)

・・・幅員約6.0m・アスファルト舗装・歩道無

【画地条件】

■地積:1,389.68m²(登記簿数量)

■形状:概ね整形

■道路との関係位置:上記北東側の市道および上記南東側および南西側の 私道とそれぞれ概ね等高~約0.5m程度高く接面する三方路画地

■地勢:概ね平坦地

■隣接画地の状態

東・・・私道を隔ててホテルの敷地

西・・・ホテル

南・・・私道を隔ててホテルの敷地

北・・・市道

【環境条件】

■供給処理施設の状態

上水道・・・前面道路に配管済み

下水道…未整備

ガス・・・未整備

- ■危険施設・嫌悪施設等の有無:特筆すべきものはない
- ■災害・公害発生の危険性:特筆すべきものはない

法 利

主な公法上の規制等

的用

■都市計画法・景観法等

規 状

- ・市街化区域 商業地域(建ペい率:80%、容積率:400%)
- 制況
- ・第1種観光・レクリエーション 特別用途地区

·· · 等

- ・守山市景観計画 湖岸景観ゾーン (市街地湖岸景観)
- · 守山市屋外広告物条例 第1種地域
- · 守山市立地適正化計画

居住誘導区域・都市機能誘導区域(観光・レクリエーション拠点)

公そ

1 面積は公簿表示によります。

売の

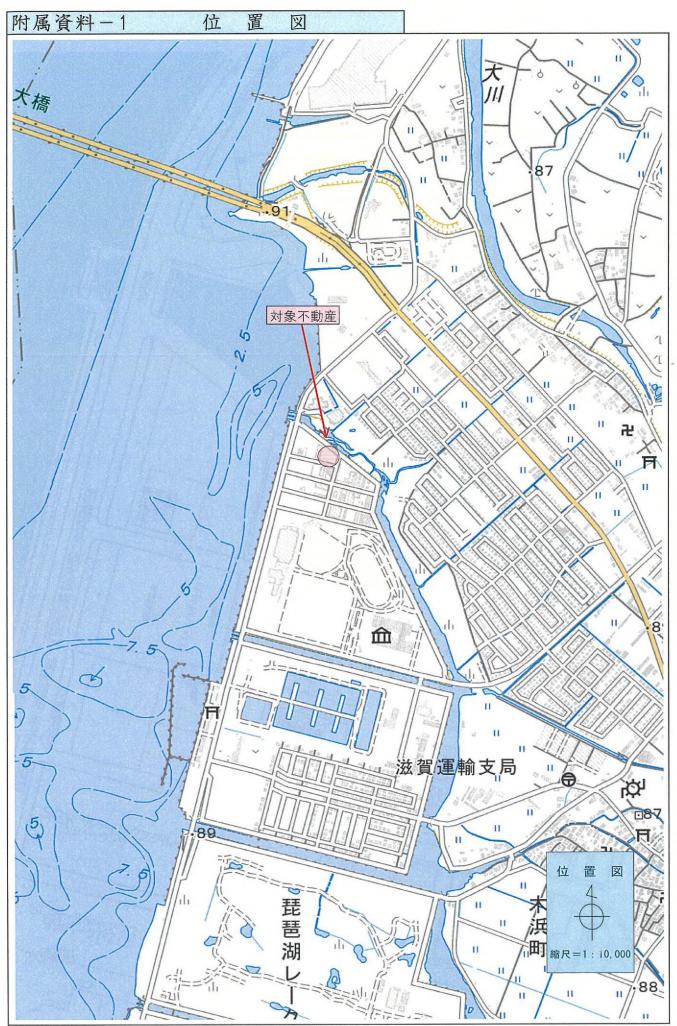
2 守山市は公売財産の引渡義務および瑕疵担保責任を負いません。

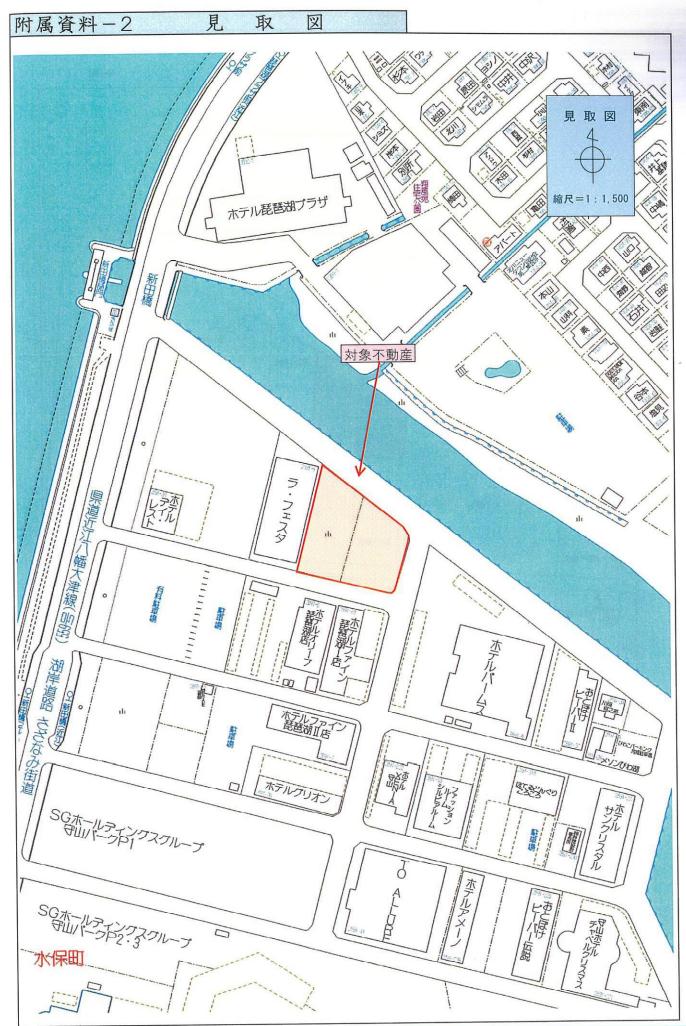
条 他

他 ■3 公売財産は現況渡しです。

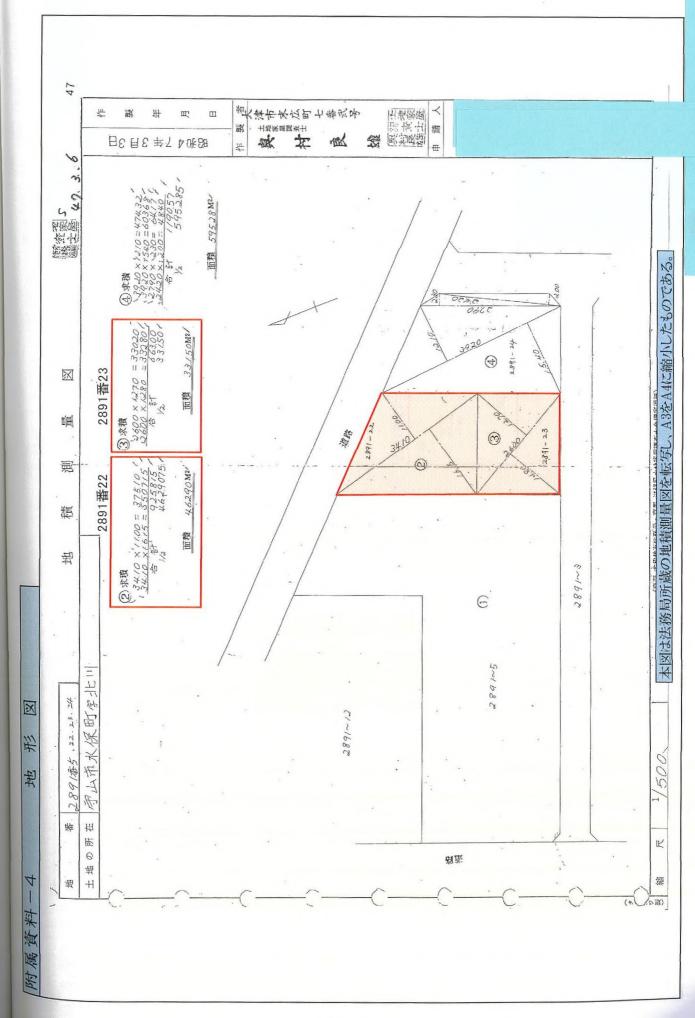
件

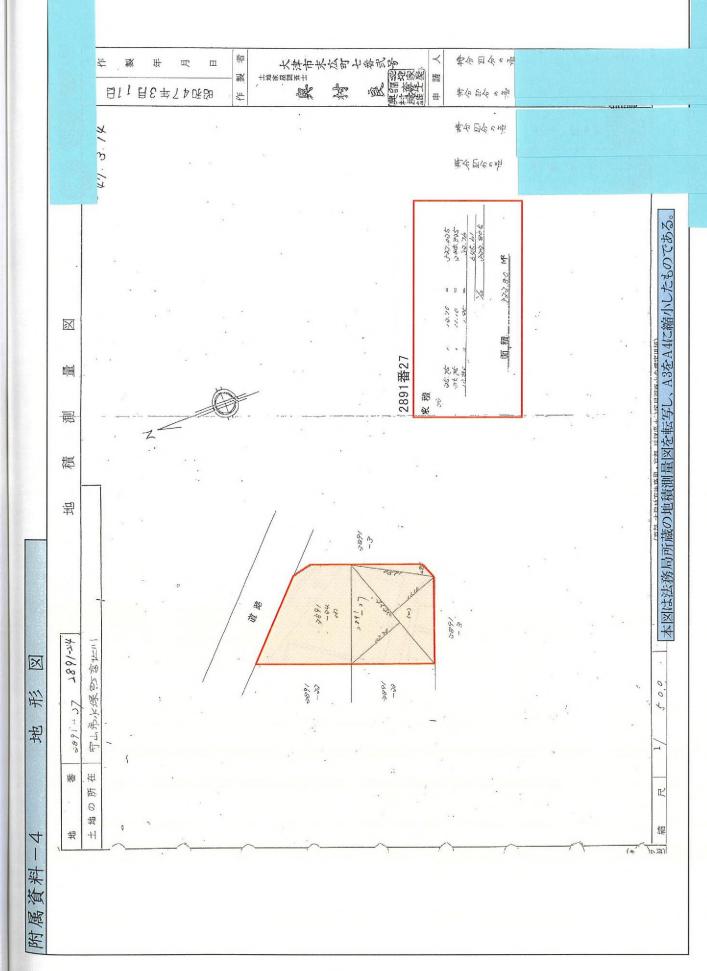
- 4 執行機関(守山市)は公売財産の引渡義務を負わないため、使用者また は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処 理についてはすべて買受人の責任において行うことになります。
- 5 境界確認は買受人と隣接地所有者との間で協議してください。
- 6 地積測量図に記載されている境界標・辺長などについては、現地での確認はしていません。
- 7 土地4筆については一括換価となります。

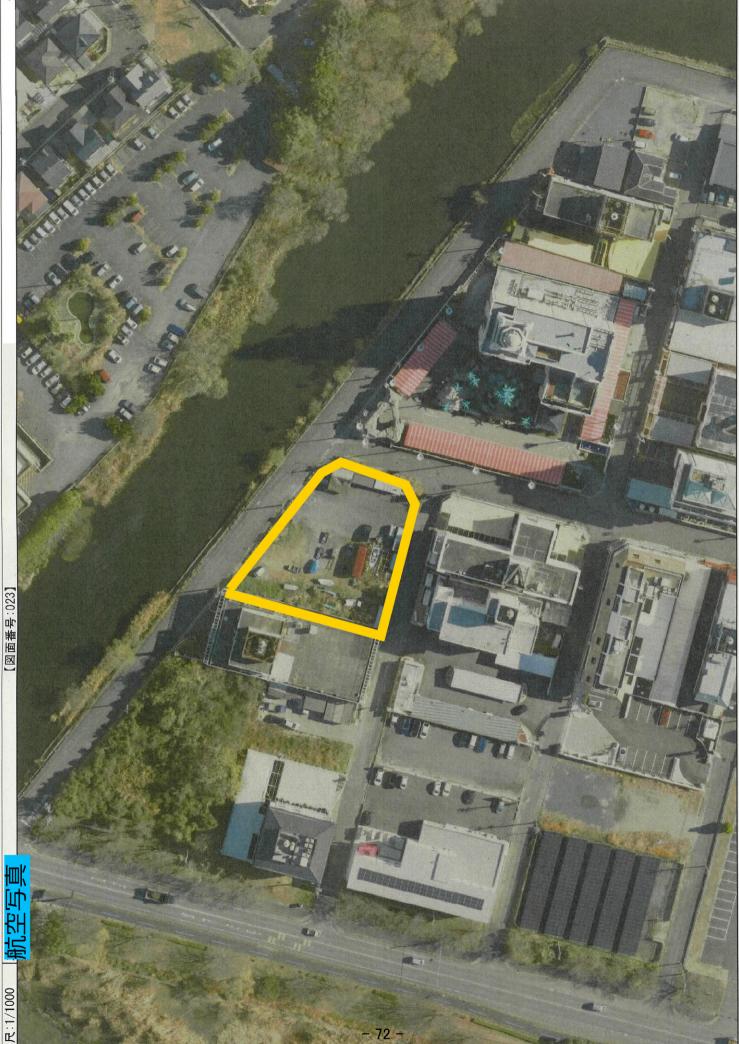












縮尺:1/1000

















